

扶養に関する比較表

	給与上の扶養（扶養手当） 給与の基地→諸手当認定事務の手引『扶養手当』	社会保険上の扶養（共済組合被扶養者証） 公立学校共済組合HP→福祉事務の手引『組合員資格』	税法上の扶養（扶養控除） 年末調整システム→年末調整事務『扶養控除等申告書説明』 総務事務センター→年末調整の手引き『扶養控除等申告書』
何のため？	扶養手当を受給するため	いわゆる健康保険のため	所得控除を受けるため
手続きは？	本人が申請（事実発生日から15日以内）	本人が申請（事実発生日から30日以内）	年末調整や確定申告
対象者の範囲は？	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 配偶者（内縁含む） ✓ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫、弟妹 ✓ 満60歳以上の父母、祖父母 ・ 民法上の養子縁組をした場合は、扶養親族にできる（養父母、養子） ✓ 重度心身障害者 	主として組合員の収入により生計を維持している者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 配偶者（内縁含む） ✓ 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ✓ 同居（同一世帯）している三親等内の親族（伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、連れ子等） ✓ 同居（同一世帯）している内縁関係にある配偶者の父母及び子 	所得者と生計を一にする配偶者又は16歳以上（障害者控除は16歳未満も適用）の親族 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 配偶者（内縁は除く） ✓ 六親等内の血族 ✓ 三親等内の姻族 
対象者の所得制限は？	■ 恒常的な収入（給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得、育児休業給付金等）の総額が130万円程度。一時的な収入（退職所得、一時所得等）は含まない。 （参考） 年額 1,300,000円 月額 108,333円 日額 3,611円	■ 恒常的な収入（税控除前）の総額で、給与（給与収入、事業所得、不動産所得、各種年金、恩給、雇用保険、利子、配当等）の総額が130万円未満。一時的な収入（退職金、財産売却金等）は含まない。 ■ 60歳以上の公的年金受給者又は若くても障害年金受給者は年額180万円未満 ■ 別居の場合は、認定しようとする者の収入の1/3以上を送金している確認が必要。	■ 配偶者：給与収入のみの場合は150万円以下 ■ 16歳以上の親族：給与収入のみの場合は103万円以下 ■ 公的年金等受給者：65歳未満は108万円以下、65歳以上は158万円以下 ■ 複数の種類の収入がある場合は、所得の合計で判断する。
いつからいつまでの収入が対象？	事実発生日から向こう1年間 ※届出が事実発生日より15日経過後に提出された場合は提出日から1年間	事実発生日から向こう1年間	1/1～12/31までの1年間
パートやアルバイト収入の注意点は？	月単位による収入（月間の収入が変動する場合は3箇月の平均収入額）が108,333円以下であること。 確定申告の結果による除外は、該当の年の1月1日が事実発生日	雇用時点で年額130万円以上が見込まれるときは不可。 108,334円以上の月が3箇月連続した時は不可。 確定申告の結果による除外は、確定申告を行った日が事実発生日	月ごとの収入のバラつきは関係なく、1年間の収入。
その他	■ 支給額 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 配偶者 6,500円 ✓ 子 10,000円（1人につき） ✓ 父母等 6,500円（一人につき） ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算（特別加算） <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px;">扶養手当の様式は、給与の基地→様式のダウンロード 又は 四十万十町学校事務の手引きHP→様式集 に掲載されています。</div>	■ 配偶者（20歳以上60歳未満）は国民年金第3号被保険者の資格を取得。←この届出は共済組合が代行します ■ 被扶養者が病気や負傷した時の家族療養費、出産した場合の家族出産費、死亡した時の家族埋葬料等の給付 ■ 被扶養者（40歳～74歳に限る）の特定健康診査、特定保健指導 ■ 高知会館の宿泊施設利用補助、芸術鑑賞補助等 <div style="background-color: #ffccff; padding: 5px;">共済組合へ書類を提出する際には、HPの'各種様式ダウンロードコーナー'から様式を取り出しましょう。随時更新されています。</div>	■ 扶養親族等が年の途中で死亡した場合でも、その年は控除が受けられる。 ■ 扶養している子どもが就職予定の場合、翌年分を提出する際に外しておく。年末調整時でもOKだが、追徴の可能性が高いので注意。 <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px;">年の途中で扶養親族等に変更（追加・除外・訂正）があった場合は、年末調整システムで入力内容を変更し、出力した申告書等を提出します。</div>

*家庭状況により、認定条件が変わってくる場合がありますので、詳しくは各手引きを参考にしてください。